

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	4320-290-6949-5	仕様書番号
除染セット（除染車）	GC-D600266D	
	防衛大臣承認	平成27年12月17日
	作成	平成27年 8月 5日
	変更	令和 2年 1月21日
	作成部隊等名	補給統制本部 化学部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する除染セット（除染車）（以下、“本装置”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 除染剤

HC-K110014、HC-K110025又はHC-K110063をいう。

1.2.2 除染溶液

HC-K110014と水を混ぜ合わせて10%（基準）水溶液としたもの、HC-K110025と水を混ぜ合わせて20%（基準）水溶液（重量比でHC-K110025と水の比率が1：4）としたもの及びHC-K110063と水を混ぜ合わせて5%（基準）水溶液としたものをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS D 1022	自動車運行試験方法
JIS K 5572	フタル酸樹脂エナメル
JIS K 5651	アミノアルキド樹脂塗料
NDS C 0110	電子機器の運用条件に対する試験方法
NDS Z 8011	角形銘板
NDS Z 8201	標準色

b) 仕様書

CP-B-0003	94式除染装置
CP-B-6001	携帯除染器2型
DSP D 0003	3 $\frac{1}{2}$ tトラック
DSP D 6037	除染車3形（B）
DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊装備品IT利用装備品等サプライチェーン・リス

	ク対応共通仕様書
GS-C215816	広帯域多目的無線機（車両用）
GS-C295799	車載装置 JMRA-Z166-（ ）
GV-D110054	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット車体部）
HC-K110014	除染剤5号
HC-K110025	除染剤2号（高度さらし粉粒状）
HC-K110063	水酸化ナトリウム（25kg）

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年 防衛庁訓令第1号）
 技術変更提案の処理について（通達）[陸幕装計第72号（10.3.26）]
 装備品等の型式管理について（通達）[陸幕武化第123号（21.3.23）]


1.3.2 関連文書

J. T. O. 1C-130H-9	技術指令書 貨物搭載指令 C-130H 航空機
TAS-022	輸送ヘリコプター CH47J 取扱書
TAS-023	輸送ヘリコプター CH47JA 取扱書
	輸送艦「おおすみ型」完成図書
	「エアクッション艇」完成図書（海上輸送艦技術刊行物）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 除染溶液に接する部分は、耐腐食性及び耐熱性の材料、部品の使用を標準とする。
- 除染溶液及び熱水の使用時などにおける安全機能をもつ物とする。
- 構造堅ろう、操作容易かつ動作円滑で連続使用に耐え得るものとする。
- 努めて特殊な工具を使用せず整備できるものとし、設計においては、整備及び機能点検が容易にできる構造とする。
- “自衛隊の使用する自動車に関する訓令”に適合するものとする。
- 外圍条件は、 $-30\text{ }^{\circ}\text{C}\sim+40\text{ }^{\circ}\text{C}$ の大気温度で使用できるものとし、耐食性及び耐砂じん性をもつものとする。
- 地域等除染装置部は、GV-D110054に搭載して、2.6に示す性能を発揮することができるものとし、1の配置とする。
- サプライチェーン・リスクについては、GLT-CG-Z000009の2.1による。

2.2 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**表1**による。

表1－構成

番号	品名		数量	注記		
1	地域等除染装置部	水タンク部	1式	表2による。		
2		混合加温給水部	1式		表3による。	
2-1			混合部	1式		
2-2			加温部	1式		
2-3			発動発電機	1個		表3による。
2-4			循環ポンプ	1個		
2-5			制御部	1式		
2-6			給水器材	1式		
2-7			電源延長ケーブル	1本		
2-8			消火栓用アダプタ	1式		
3			散布部	1式		表4による。
3-1		前方放射管		1式		
3-2	散布装置	1式				
4	車両部		1式	GV-D110054及び表5による。		
4-1	本体		1台			
	車両関連器材		1式			
4-2	操縦室		1式			
4-3	車両速度表示器		1式			
4-3-1	荷台		1式			
	手すり		2個			
5	携行工具		1式	5.4による。		
6	附属品		1式	表12による。		
7	予備品		1式	表13による。		

2.3 材料・部品

材料及び部品は、日本産業規格、防衛省規格、防衛省仕様書などの規格品又は同等以上のものを使用するほか、入手の容易性、経済性、生産性、環境性などを考慮する。

2.4 構造・機能

構造及び性能は、車両部の荷台に表1の地域等除染装置部を搭載及び固定するものとし、除染車上へ搭乗して諸作業を実施できるスペース（以下、“プラットフォーム”という。）をもつ物とする。地域等除染装置部は、車両部から積み下ろし可能な構造とし、操作人員に対し安全な構造とする。地域等除染装置部の配置は、図1を標準とする。

a) **地域等除染装置部** 地域等除染装置部の構造及び機能は、次によるものとし、細部は、承認図面による。

1) **水タンク部** 水タンク部の構造及び機能は、表2を標準とする。

表2-構造・機能（水タンク部）

区分	規定
水タンク部	<p>a) 給水器材接続口，ストレーナ，混合加温給水部接続口，点検口，吸気口，防波板及びドレン弁から成る。</p> <p>b) 容量は 2 1 2 5 L以上とし，目視にて液面及び水温を確認が可能な構造とする。</p> <p>c) 給水器材との接続口をもつものとする。</p> <p>d) 取り外し可能なストレーナをタンク内に設け，給水時の各種水源からの土砂等の流入を制限する。</p> <p>e) 混合加温給水部との接続口をもつものとする。</p> <p>f) タンク上部に点検口をもち，水酸化ナトリウムを投入できるものとする。</p> <p>g) タンク内に防波板を設け，走行中の水の揺動を抑制する。</p> <p>h) コック式ドレン弁によって，タンク内の水を車両下方へ排出できるものとする。</p> <p>i) 吸気口によって水タンク内の空気圧を大気圧へ維持する構造とする。</p> <p>j) 車両部の荷台に固定するための取付け部をもち，着脱可能な構造とする。</p> <p>k) クレーンによってつり上げ，搭載及び積み下ろしができる構造とする。</p> <p>l) 空輸用車輪付き治具及びDSP D 0003への固縛ができる構造とする。</p>

2) **混合加温給水部** 混合加温給水部の構造及び機能は，表3を標準とする。

表3-構造・機能（混合加温給水部）

区分	規定
混合加温給水部	<p>a) 混合部，加温部，発動発電機，循環ポンプ，制御部，給水器材，電源延長ケーブル及び消火栓用アダプタから成る。</p> <p>b) 配管に圧縮空気接続口を設け，エアホース（水抜用）及び減圧弁（水抜用）を取り付け，コンプレッサからの圧縮空気によって配管内の強制排水が可能な構造とする。</p> <p>c) 強制排水に用いる圧縮空気接続口は，ステンレス製のカムロックとする。</p> <p>d) 車両部の荷台に固定するための取付け部をもち，着脱可能な構造とする。</p> <p>e) クレーンによってつり上げ，搭載及び積み下ろしができる構造とする。</p> <p>f) 空輸用車輪付き治具及びDSP D 0003への固縛ができる構造とする。</p> <p>g) 2.6に示す安全性能をもつ物とする。</p> <p>h) 水の給水を行う。</p> <p>i) 外部への送水接続口の規格は，口径13 mmのワンタッチカップラを標準とする。</p>
混合部	<p>a) 貯蔵部，供給部，粉碎機，高圧ポンプから成る。</p> <p>b) 貯蔵部にてHC-K110025を500 kg以上，HC-K110014を240 kg以上及びHC-K110063を100 kg以上貯蔵が可能な構造とする。</p> <p>c) 新品のHC-K11025を500 kg投入した位置に，100%の目盛りを付け，その体積を基準に，95%から120%まで5%ごと目盛りをつける。ただし，新品のHC-11025のかさ密度は，1.11 kg/Lとする。</p> <p>d) 供給部は，供給速度の微調整が可能な構造とする。</p> <p>e) 供給部は，HC-K110025，HC-K110014及びHC-K110063を粉碎機へ供給が可能な構造とする。</p> <p>f) 粉碎機にてHC-K110025，HC-K110014及びHC-K110063を散布直前に粉碎・混合し，連続的に溶解することが可能な構造とする。</p> <p>g) 高圧ポンプにて水タンク部の水を混合部から散布部へ圧送できるものとし，吐出圧力は2.5 MPa以上とする。</p>

表3-構造・機能（混合加温給水部）（続き）

	区分	規定
	混合部	h) 制御部にて供給速度及び制御弁などを制御できるものとする。
	加温部	a) 水タンク内の水を循環させながら、除染に要する温度へ加温する。 b) 加熱炉，燃料タンク，燃料ポンプ及び送風機から成る。 c) 加熱炉は，CP-B-0003による。 d) 燃料タンクは，鋼板製で容量60 L以上とし，液面計を設ける。 e) 燃料ポンプは，加熱炉に軽油を供給し，失火又は加温流路の圧力低下（水流停止）が検知されると燃料の供給を停止が可能な構造とする。 f) 送風機は，加熱炉に空気を供給する。 g) 1.5時間以上連続稼働できる。 h) 2.6に示す安全性能をもつものとする。 i) ホースは各ポンプの圧力に耐えられるものとする。
混合加温給水部（続き）	発動発電機	a) 混合加温給水部の構成器材へ給電する。 b) AC 三相200 V
	循環ポンプ	a) 水タンク内部の水を配管内へ圧送する。 b) 最大吐出圧は0.5 MPaとする。 c) 吐出量は42 L/分以上とする。
	制御部	a) 加温部の電源供給及び各種操作を制御する制御装置から成る。 b) 制御装置で制御を行う構成器材は，次による。 1) 混合部 2) 加温部 3) 循環ポンプ c) きょう体は，鋼板製とする。 d) 非常停止スイッチをもつものとする。
	給水器材	a) 各種水源からタンク部への給水を行う。 b) 水中ポンプ，手元スイッチ，藤かご，給水ホース等から成る。 c) 水中ポンプの吐出流量は，200 L/分以上とする。 d) 藤かごは，水中ポンプに取り付けることによって土砂等の吸入を制限できる。

表3－構造・機能（混合加温給水部）（続き）

区分		規定
混合加温給水部（続き）	給水器材	<p>e) 手元スイッチによって水中ポンプを操作できる。</p> <p>f) 給水ホースの径は50φ，長さは10m（標準），本数は2本とする。</p> <p>g) 給水ホースは，両端ワンタッチカップラによって水タンク給水口及び水中ポンプを接続する。</p>
	電源延長ケーブル	AC 三相200V用：[14m（標準）]
	消火栓用アダプタ	<p>消防水利の消火栓と給水ホースを接続可能な口径に変換するものとし，変換口径は，次による。</p> <p>a) 変換口径 65－50（1個）</p> <p>b) 変換口径 75－65（1個）</p>

3) 散布部 散布部の構造及び機能は，表4とする。

表4－構造・機能（散布部）

区分		規定
散布部		<p>a) 前方放射管及び散布装置から成る。</p> <p>b) 配管に圧縮空気接続口を設け，エアホース（水抜用）及び減圧弁（水抜用）を取り付け，コンプレッサからの圧縮空気によって配管内の強制排水が可能な構造とする。</p> <p>c) 強制排水に用いる圧縮空気接続口は，ステンレス製のカムロックとする。</p> <p>d) 車両部に固定するための取付け部をもち，着脱可能な構造とする。</p>
	前方放射管	<p>a) 車両部の操縦席からレバー操作によって開閉操作ができる機能をもつものとする。</p> <p>b) ノズル数は，2個とする。</p> <p>c) 散布幅は，3m（基準）とする。</p> <p>d) 取り外しができる機能をもつものとする。</p>
散布部（続き）	散布装置	<p>a) スプレーガン，ホース，延長ホース及びホースリールから成り，数量は各2式とする。</p> <p>b) ホースリールに収納されたホースによって，除染溶液をスプレーガンへ送液し，スプレーガンによって散布可能な構造とする。</p> <p>c) ホースは，吐出の圧力に耐えるものとする。</p>

表4－構造・機能（散布部）（続き）

区分		規定
散布部 (続き)	散布装置	d) スプレーガンは、DSP D 6037によるものとし、放射を固定できる機能をもつものとする。
		e) スプレーガンの吐出圧及び吐出量を調節できる調圧弁をもつものとする。
		f) ホースは、長さ15 m以上とする。
		g) 延長ホースによって、ホース長を10 m以上延長が可能な構造とする。
		h) ホースリールによってホースを収納できる機能をもつものとする。
		i) スプレーガンのホース接合方式は、カップラー式とする。
		j) 取り外しができる機能をもつものとする。

b) **車両部** 車両部の構造及び機能は、表5によるものとし、細部は、承認図面による。

表5－構造・機能（車両部）

区分		規定
車両部		
	本体	GV-D110054の種類“3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット（除染車）車体部）”とし、その構造は、GV-D110054の2.4による。
	車両関連器材	
	操縦室	<p>a) 操縦室及び地域等除染装置部に、車両の発進、停止及び前方放射管による除染剤の散布、停止を指示できる乗員連絡用操作盤をもつものとする。</p> <p>b) GS-C215816及びGS-C295799を操縦室に搭載が可能な構造とする。</p> <p>c) 操縦室後部外側左右に、GS-C215816の空中線JAT-Z5を取り付けるためのアンテナブラケットを取り付ける。</p> <p>d) 取り外し可能な金属製のハードトップをもつ構造とする。</p> <p>e) 操縦室内に前方放射管の操作部をもつものとする。</p>

表5－構造・機能（車両部）（続き）

区分	規定
車両部	
車両関連機材	
車両速度表示器	<p>a) 4 km/h以下の車両速度を、0.1 km/h単位以下で計測し、表示できるGPS式速度表示器をもつものとする。</p> <p>b) 操縦手が見やすく、車両操縦の妨げにならない位置に取り付ける。</p>
荷台	<p>a) 構成機器を搭載・固定が可能な構造とする。</p> <p>b) CP-B-6001を搭載・固定が可能な構造とする。</p>
手すり	<p>a) プラットホーム上からの乗員の転落を防止するものとする。</p> <p>b) 取り付け取り外しができるものとする。</p>

2.5 形状・寸法・質量

2.5.1 形状・寸法

形状及び寸法は、図1とし、細部は、承認図面による。

2.5.2 質量

質量は、表6とする。

表6－質量

区分	質量 (kg)
標準積載状態の質量 ^{a)}	1 1 9 8 5 以下
最大積載状態の質量 ^{b)}	1 4 6 1 0 以下
<p>注^{a)} 標準積載状態とは、本装置に乗員2名（80 kg×2）、燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、予備品を取付位置などに収納した状態をいう。</p> <p>なお、車両部（官給品）の空車質量は、8 4 5 0 kgを前提とする。</p> <p>^{b)} 最大積載状態とは、標準積載状態の除染車に水（2 1 2 5 L）及び除染剤（5 0 0 kg）を満載した状態をいう。</p>	

2.6 性能

性能は、表7による。

表7－性能

区分	規定
散布性能	<p>a) 前方放射管は、幅3.0 m（基準）で流量110 L/分を基準に水及び除染溶液を散布ができる物とする。</p> <p>b) スプレーガンの吐出量は、1本当たり55 L/分を基準に水及び除染溶液を散布ができる物とする。</p>

表7-性能（続き）

<p>散布性能</p>	<p>c) 水2 000 LとHC-K110025を500 kg又はHC-K110014を240 kgを混合した状態で、前方放射管又はスプレーガン2本を用いて、詰まりなく21分を基準に幅3 m（基準）、距離700 m（基準）の除染溶液の散布が可能とする。</p> <p>d) 前方放射管及びスプレーガン2本を同時に用いて除染溶液の散布ができる物とする。</p> <p>e) スプレーガンの吐出量は、調節ができる物とする。</p> <p>f) 高圧ポンプの最大吐出圧力は、2.5 MPa以上とする。</p>
<p>給水性能</p>	<p>6 mの高度差がある水源から200 L/分で給水（汲み上げ）が可能とする。</p>
<p>加温性能</p>	<p>水2 000 Lを1時間で15℃から45℃以上に加温できることを基準とする。</p>
<p>混合性能</p>	<p>水2000 Lに対して21分を基準にHC-K110025を500 kg及びHC-K110014を240 kg供給できるものとする。</p> <p>ただし、HC-K110025は、20%を基準、HC-K110014は、10%を基準とする溶液を混合調製が可能とする。</p>
<p>持続性能</p>	<p>給水・加温・散布状態で48時間連続運転を実施し、運転間及び運転後に各装置に破損及び漏れ等の異常がないものとする（48時間には給油及びドレンによる中断時間は含まないものとする。）。</p>
<p>空輸性能</p>	<p>本装置を分割せず、C-2型機によって、空輸可能とする。</p> <p>操縦室のハードトップを取り外した状態で、C-130型機によって空輸可能とする。</p> <p>車両部本体を除いた構成品を、附属品の空輸用車輪付き治具を使用し、CH-47型機によって空輸可能とする。</p>
<p>海上輸送性能</p>	<p>本装置を分割せず、おおすみ型輸送艦及びエアクッション艇LCACによって海上輸送可能とする。</p>

表7-1 性能（続き）

区分		規定
機動性能	運行性能	J I S D 1 0 2 2 によって運行性能試験を実施し、異常がない物とする。
	最大安定傾斜角	a) 最大積載状態で右側及び左側に 2 8 度未満の傾きで転覆してはならない。 b) 標準積載状態で右側及び左側に 3 0 度未満の傾きで転覆してはならない。
	最小回転半径	1 2 m以下とする。（最大積載状態）
	渡渉能力	渡渉水深 8 0 c mにおいて走行可能とする。（標準積載状態）
安全性能	加熱炉失火検知	加熱炉バーナの失火を検知したとき、燃料の供給を停止可能とする。
	水温過熱防止	次の状態のとき、燃料の供給を停止可能とする。 a) 加熱炉出口の水圧が 5 0 k P a 以下（基準）のとき b) 水タンクの水温が 4 5 ℃以上（基準）のとき （ 3 5 ℃～ 4 5 ℃の範囲（基準）で調整することが可能とする。）
	ポンプ異常圧力検知	次の状態のとき、ポンプが自動停止する。 a) 循環ポンプの水圧が 5 0 k P a 以下（基準）のとき b) 高圧ポンプの水圧が 5 0 k P a 以下（基準）のとき
耐環境性能	耐温度性	- 3 0 ℃～+ 4 0 ℃の環境下において異常なく使用可能とする。
	耐振動性 耐衝撃性	a) N D S C 0 1 1 0 によって、異常なく動作可能とする。 b) 破損及び緩みなど損傷のないものとする。
	耐水性	内部に機器の動作に支障を来たす浸水のないものとする。

2.7 塗装・塗色

塗装及び塗色は、次による。

- a) 塗装は、十分な防せい処理をして下塗りを行った後に、上塗りを 2 回以上行うことを標準とする。
- b) 塗色は、N D S Z 8 2 0 1 の色番号 2 3 1 4 （OD色 7 . 5 Y 3 / 1 ）とし、塗料は、次のいずれかによるものとし、細部は、承認色見本による。
 - 1) J I S K 5 5 7 2 の半つや外部用又は同等以上のもの。
 - 2) J I S K 5 6 5 1 の半つや外部用又は同等以上のもの。

2.8 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥がない物とする。
- b) 塗装及びめっきにむらがないものとする。

2.9 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。細部は、承認図面による。

- a) NDS Z 8011の1種銘板を取り付けるものとし、物品管理区分標識は、GLT-CG-Z000001の図2bによる。
- b) NDS Z 8011の3種銘板を、取扱上注意を要する箇所に取り付ける。

2.10 自動車番号標

自動車番号標は、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”による。

2.11 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1のbによる。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、GV-D110054に搭載した状態において表8に示す試験を行い、表7に示す性能を満たさなければならない。なお、細部の試験要領は、製品試験実施要領書による。

表8－試験

項目	規定
散布性能	a) 前方放射管から幅3.0 m(基準)で110 L/分を基準に散布できることを確認する。 b) スプレーガン2本から散布し、スプレーガン1本当たり55 L/分を基準に散布できることを確認する。 c) 散布後に強制排水できることを確認する。
給水性能	水面からタンク頂面までの高低差6 m下の水源から給水し、給水量を確認する。
加温性能	15℃の水2000 Lを1時間で45℃以上に加温(基準)できることを確認する。
混合性能	a) 供給部にHC-K110025を20 Kg投入し、51秒以内で粉砕機へ供給できることを確認する。 b) 詰まりなく散布できることを確認する。
持続性能	給水・加温・散布状態で48時間連続運転を実施し、運転間及び運転後に各装置に破損及び漏れ等の異常があってはならない(48時間には給油及びドレンによる中断時間は含まない)。
空輸性能	表7の空輸性能及び海上輸送性能を満たすものとし、承認図面による。
海上輸送性能	

表8－試験（続き）

項目		規定
機動性能	運行性能	J I S D 1 0 2 2によって最大積載状態で200 km以上走行し、その間車両部及び地域等除染装置部の機能、作動、漏れ、亀裂、破損、異音、過熱などを調べる。 なお、この試験には、標準積載状態で起伏、凹凸のある場所10 km（基準）走行する不整地試験を含む。
	最大安定傾斜角	本装置を傾斜台に乗せ、本装置を右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。
	最小回転半径	かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して、低速で回転（旋回）した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。
	渡渉能力	表7の渡渉能力を満たすものとし、承認図面による。
安全性能	加熱炉失火検知	異常状態を作為し、規定の安全性能が作動するか確認する。
	水温過熱防止	
	ポンプ異常圧力検知	
耐環境性能	耐温度性	a) N D S C 0 1 1 0の3.6.2による。 b) 気温－30℃以下において、5℃以下の水を水タンクに給水し、加温、散布の操作を実施する。気温40℃以上においても水タンクへの給水及び加温を実施する。
	耐振動性	運行性能の試験方法による。
	耐衝撃性	a) N D S C 0 1 1 0の3.2.2 表2 地上電子機器の場合、区分D及び3.2.4による。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作、乾燥状態とする。 d) 試験対象は、水タンク部及び混合加温給水部とする。
	耐水性	a) N D S C 0 1 1 0の3.9.2及び3.9.3, 又は, 3.10.1及び3.10.3による。 b) 開閉部は、密閉状態とする。 c) 非動作、乾燥状態とする。 d) 試験対象は、混合加温給水部とする。
作動確認		各装置が正常に作動することを確認する。

3.2 試験の省略

試験の省略は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、各構成品が初回製造の試験に合格し、かつ、契約の相手方が同一で、その後の製造条件、設計に変更がないこと、並びに部品及び材料の変更が試験結果に影響がないことが確認される場合には、当該試験を省略可能である。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 官給品

官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、表9による。官給場所及び官給時期は、調達要領指定書によって指定する。

表9－官給品

番号	品名	数量	規定	引渡時期	引渡先
1	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット（除染車）車体部）	1台	GV-D110054種類は、“3 $\frac{1}{2}$ tトラック（除染セット（除染車）車体部）とする。	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所
2	スプレーガン	2式	DSP D 6037		
3	減圧弁（水抜用）	1個	DSP D 6037		
4	エアホース（水抜用）	1本	DSP D 6037	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所
5	加熱炉本体A s s y	1式	CP-B-0003		
6	アンテナブラケット	2個	GS-C295799		

5.2 無償貸付品

無償貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表10によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

なお、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は貸付を省略してもよい。

表10－無償貸付品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡先	返納時期	返納先
1	広帯域多目的無線機（車両用）	1式	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所	契約納期まで。	官側の指定する場所
2	車載装置 J M R A - Z 1 6 6 - ()	1式				
3	携帯除染器2型	1式				

5.3 貸付文書

貸付文書は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表11による。

なお、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は貸付を省略してもよい。

表11－貸付文書

番号	品名	数量	引渡時期	引渡先	返納時期	返納先
1	技術指令書 貨物搭載指令 C－130H 航空機	1部	契約の相手方の申請後速やかに。	官側の指定する場所	契約納期まで。	官側の指定する場所
2	輸送ヘリコプター CH－47J A 取扱書	1部				
3	輸送ヘリコプター CH－47J 取扱書	1部				
4	輸送艦「おおすみ型」完成図書	1部				
5	「エアクッション艇」完成図書（海上輸送艦技術刊行物）	1部				

5.4 携行工具・附属品・予備品

携行工具，附属品及び予備品は，GV-D110054によるほか，次による。

- a) **携行工具** 本装置の整備に必要なものを納入する。
- b) **附属品** 附属品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表12による。
 なお，車両へは搭載しない。

表12－附属品

番号	品名	数量	規定
1	寒冷地用電気保温具	1式	水配管を加温し，凍結を防止できるシリコンベルトヒータとする。 a) 電源電圧：100V b) 消費電力：50W（標準）
2	高圧洗浄機	2台	a) 可搬式で除染溶液を散布できる構造をもつものとする。 b) ノズルは，噴霧パターンを切替可能とする。 c) 電動式（充電式）とする。 d) 薬剤タンク容量は，15L以上とする。
3	コンプレッサ	1台	強制排水用
4	空輸用車輪付き治具	2式	水タンク部及び混合加温給水部を空輸するため，各部を1台もしくは複合で搭載できるものとし，CH－47型機及びC－130型機機体内に固縛可能な車輪付き機材とし，細部は承認図面による。
5	移動用固定具	1式	DSPD0003の荷台に地域等除染装置部を固定し移動可能とする。
6	散布装置用延長ホース	1本	ホース長を10m以上延長可能とする。
7	制御部用ソフトウェア	1個	—
8	制御部用インストール専用装置	1式	制御部用ソフトウェアをインストール可能とする。

c) **予備品** 予備品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表13による。

表13—予備品

品名	数量	規定
噴射ノズル	2個	前方放射管用

5.5 申請書類

契約の相手方は、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”に基づき新たに適用除外指定を受ける必要がある場合、又はすでに適用除外指定を受けたものを同一型式の範囲を超えて変更する場合は、適用除外申請のため、次の書類各4部を技術審査終了後速やかに調達要求元に提出する。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 原動機性能曲線図
- d) 走行性能曲線図
- e) 主要部強度計算書

5.6 納入書類

5.6.1 添付書類

添付書類は、表14による。

表14—添付書類

番号	書類名	数量	提出時期
1	除染セット（除染車）取扱説明書	1部	納入時
2	検査成績書	1部	

5.6.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表15の書類を調達要求元に提出する。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、製品に変更のない場合は、提出を省略してもよい。

表15—提出書類

番号	品名	数量	提出時期	規定
1	取扱書	1部	納入時	GLT-CG-Z000001の7.1b)による。
2	整備資料（第3種）	1部	納入時	GLT-CG-Z000001の7.2c)による。
3	部品表（第3種）	1部	納入時	GLT-CG-Z000001の7.3c)による。
4	部品図	1部	納入時	GLT-CG-Z000001の7.3d)による。
5	納入計画書	1部	計画審査終了後速やかに。	計画審査の内容を反映する。
6	設計計算書	1部	設計審査終了後速やかに。	設計審査の内容を反映する。
7	製品試験実施要領書	1部	設計審査終了後速やかに。	設計審査の内容を反映する。
8	製品試験成績書	1部	製品試験実施後	—
9	取扱説明書	1部	納入時	—

5.7 承認用図面等

契約の相手方は、速やかに承認用図面等を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の箇条6による。

5.8 技術審査

契約の相手方は、**附属書A**に示す技術審査実施要領に基づき、技術審査を受ける。ただし、同一の契約の相手方における2回目以降の契約において、前回契約時から審査内容及び要求内容に変更のない場合は、技術審査を実施しない。

なお、細部は、調達要求元と調整する。

5.9 型式管理

契約の相手方は、“装備品等の型式管理について（通達）”によって型式管理を実施する。

5.10 官側の支援

契約の相手方は、官側の支援が必要な場合には、契約担当官等を通じて、調達要求元に支援を求めることが可能である。

5.11 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更提案をする場合は、調達要求元に事前審査を受けた後、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提案する。

5.12 知的財産権に関する注意

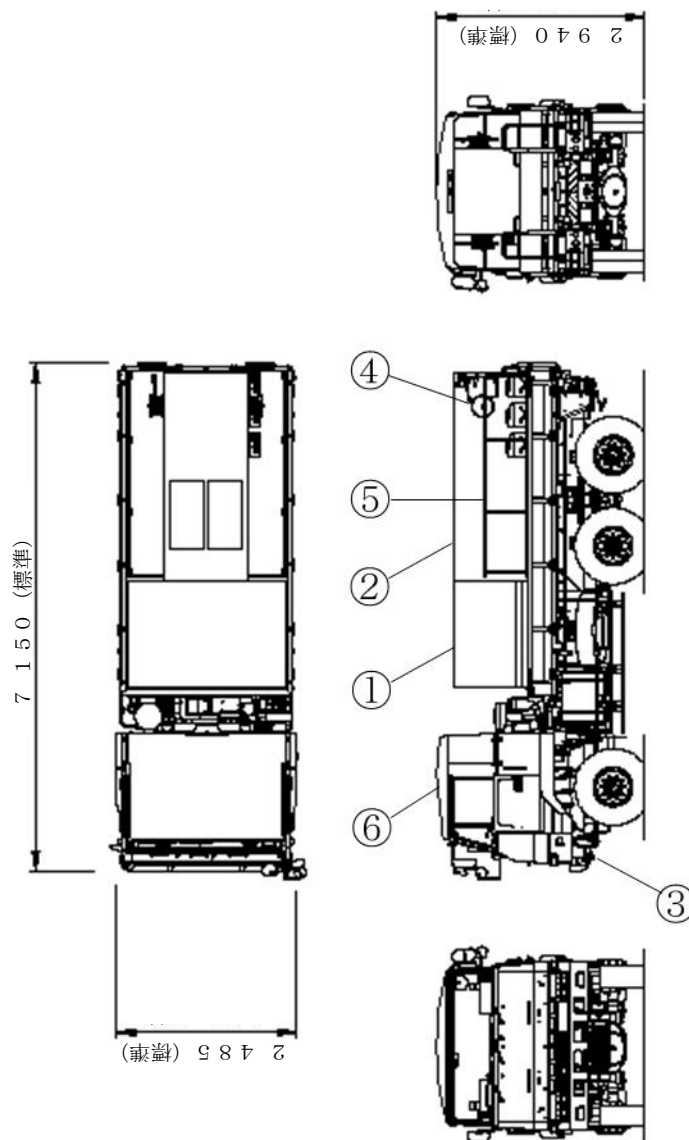
知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

5.13 官側の資料の使用に関する注意

官側の資料の使用に関する注意については、GLT-CG-Z000001の8.2による。

5.14 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。



6	車両部	—
5	手すり	左右
4	散布装置	スプレーガン2式
3	前方放射管	—
2	混合加温給水部	—
1	水タンク部	—
番号	品名	注記

図1-除染車全体図

附属書 (規定 A) 技術審査実施要領

A.1 適用範囲

この附属書は、本装置の製造請負契約において実施する技術審査の実施要領について規定する。

A.2 目的

契約の相手方が、この仕様書に定めるところによって実施した納入計画及び細部設計を審査することを目的とする。

A.3 技術審査官の構成

A.3.1 審査主任

審査主任は、陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長とする。

A.3.2 審査主任補佐

審査主任補佐は、審査主任が指名する。

A.3.3 審査員

審査員は、審査主任が指名又は依頼する機関などの職員とする。

A.4 技術審査項目

A.4.1 計画審査

計画審査は、計画の妥当性を目的とし、次の事項を審査する。

- a) 納入計画書
- b) その他審査主任が指定する事項

A.4.2 設計審査

設計審査は、次の細部設計を審査する。

- a) 設計計算書
- b) 製品試験実施要領
- c) その他審査主任が指定する事項

A.5 審査に伴う手続等

審査に伴う手続は、次による。

- a) 契約の相手方は、A.4の技術審査項目について審査を受けなければならない。受審する技術審査項目、日程及び場所を記載した技術審査項目受審計画書5部を審査主任に提出する。
- b) 審査主任補佐は、審査主任を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

A.6 審査結果の処置

審査主任は、審査の結果について契約担当官等及び契約の相手方に通知する。

A.7 その他

契約の相手方は、審査に先立ち必要に応じて予備審査を受けることが可能である。